

落ち葉を配布します

～たい肥などにご利用を～

市では、海老名運動公園内の落ち葉を有効に活用するため、集めた落ち葉を無料で配布します。家庭菜園などでのたい肥として、ぜひご利用ください。

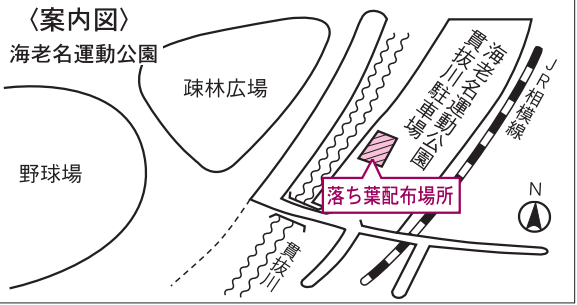
▽期間 平日(同く金) 9時～15時(なくなり次第終了)

▽配布場所 海老名運動公園貫抜川駐車場内

▽配布方法 申し込みなど不要。配布場所の落ち葉だから必要な分をお持ちください。

※袋などは持参してください。

☎ 公園緑地課(☎235・9488)。



市では、芸術文化事業の推進に当たり、広く意見を求めるため、「芸術文化推進懇話会」を設置し、市民委員を募集します。

同懇話会は、市民・学識経験者・市民活動団体などで構成され、市民の芸術文化活動の普及、向上および振興に関して幅広い視野か

ら検討するものです。

▽資格 市内在住・在勤・在学で、芸術文化に関心があり、平日の会議(年4回程度)に出席できる方 ※公務員など公職の方を除く

▽募集人数 若干名

▽任期 4月から平成24年3月までの2年間

▽選考 選考委員会が総

合的に判断し、結果は3月下旬に応募者全員へ通知

▽報酬 なし。

☎ 3月5日(金)までに、任意の書式に応募の動機(400字程度)と住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記し、直接または郵送・ファックスで〒243-0492文化スポーツ課(☎235・4797)へ。

【学童保育団体一覧】		
団 体 名	電話番号	対象小学校区
にんじん村学童保育クラブ	232・3245	東柏ヶ谷小
学童保育ひまわりクラブ	235・2552	柏ヶ谷小
学童保育杉の子クラブ	232・0073	杉本小
学童保育ありんこクラブ	233・0017	上星小
学童保育そよかぜクラブ	232・8320	今泉小・上星小
学童保育きららクラブ	235・1878	有鹿小
学童保育おひさまクラブ	233・7811	有鹿小
学童保育風の子クラブ	232・7923	中新田小
学童保育虹の子クラブ	234・8681	中新田小・有鹿小
学童保育大谷虹の子クラブ	235・8155	海老名小・大谷小
学童保育有馬虹の子クラブ	238・3937	有馬小・杉久保小
学童クラブみえはる	234・1261	海老名小
ライフコサージュ海老名エレメンタリーガーデン学童保育クラブ1	232・3340	大谷小(1・2年生)
ライフコサージュ海老名エレメンタリーガーデン学童保育クラブ2	232・3340	大谷小(3～6年生)
チュンマC.L.U.B	235・3849	大谷小・杉久保小
つちのこ学童クラブ	238・1660	杉久保小・有馬小
学童保育とまとクラブ	238・9444	社家小
ひばり児童育成クラブ	238・5293	門沢橋小
学童保育ポケット(4月開設予定)	235・6712	杉本小

医療費と介護費が高額負担の方へ

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費制度は、同一世帯で医療費と介護費両方の家計負担が重くなっている場合、その負担を軽減するために設けられた制度です。

同制度では、世帯内で同一の医療保険(健康保険や国民健康保険など)に加入している方について、1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、この合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額(下表)を超えた場合、申請によって、この限度額を超えた金額が支給されます。

なお、これまでの制度(高額療養費制度など、医療保険と介護保険のそれぞれで月ごとの限度額を設けて負担を軽減する制度)は今後も継続します。

【申請方法】

申請先は、平成21年7月

31日現在に加入していた医療保険の窓口です。国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で対象となる方へは、「申請のお知らせ」を送付します(国民健康保険加入者へは1月に送付済み、後期高齢者医療制度加入者へは3月中旬に送付予定)。お知らせをご覧の上、保険年金課で申請してください。

※ただし、次の①または②に該当する場合は、負担額を確認できないため「申請のお知らせ」の送付ができません。お知らせが届かない方で医療費と介護サービス利用費の合計負担額が高額となっている方は、保険年金課へお問い合わせください。

①平成20年4月1日～21年7月31日に、市外から転入した、または、会社などの健康保険から国民健康保

険に加入した、75歳の誕生日を迎えたなど、保険の変更があった方

②住所地特例の認定を受けている方(市外の施設等に住所を置いている方)など。

【申請に必要な物】

①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者証 ②介護保険被保険者証 ③印鑑(朱肉を使う物) ④金融機関の口座番号が分かる物 ⑤自己負担額証明書(保険に変更があった方は変更前の保険から交付を受けてください)。

※会社などの保険に加入している方は、加入している各健康保険(協会けんぽ・組合保険・共済組合など)にお問い合わせください。

なお、支給申請には、介護サービス利用費分「自己負担額証明書」(「高齢介護課で交付」)の添付が必要です。

☎ 保険年金課(国保担当 ☎235・4594、高齢者医療担当 ☎235・4595)、高齢介護課(介護保険担当 ☎235・4952)。

		75歳以上の方の世帯	70～74歳の方がいる世帯	70歳未満の方がいる世帯
加入している保険		後期高齢者医療制度 + 介護保険	会社などの健康保険 または 国民健康保険など + 介護保険	会社などの健康保険 または 国民健康保険など + 介護保険
所得区分	現役並み所得者 (上位所得者)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
	一般 (市・県民税課税世帯)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)	67万円 (89万円)
	低所得者 (市・県民税非課税世帯)	Ⅱ ※1	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
		I ※2	19万円 (25万円)	

※1 世帯員全員が市・県民税非課税の方

※2 世帯員全員が市・県民税非課税で、世帯員全員の合計所得金額が0円の方(公的年金所得は、所得控除を80万円として計算)

学童保育のご案内

学童保育とは、保護者が働いている、または、病気などの理由で保育ができないとき、子どもたちが放課後(夏休みなど休校日は一日)に生活する場として、指導員が保護者に代わって児童の保育をする事業です。

また、子どもたちが学童保育に入所し、安心して生活できることによって、保護者も安心して仕事を続けることができるなど、家族の生活を守るとい役割もあります。

現在市内では、19カ所で学童保育クラブが運営されています(左表参照)。年齢・学年に関係なく遊びやスポーツ・季節の行事など、子どもたちが心豊かに、健

やかに過ごせるよう各指導員も親身に関わっています。各学童保育クラブでは、入所の受け付けを随時行っています(指導員も募集中)。詳しくは、直接各クラブへお問い合わせください。

☎ 青少年会館(☎231・9787) 同休館)。

市議会 3月定例会の日程

市議会3月定例会は、次の日程で行われる予定です。3月1日(木)と29日(木)は9時30分に、その他は9時に開会の予定です。日程・時間などが変更になった場合、市ホームページなどでお知らせします。

なお、託児サービスを希望する方は、傍聴希望日の1週間前までにご連絡ください。

〔3月〕

1日(木)	本会議(議案審議)
4日(木)	本会議(議案審議)
10日(木)	総務常任委員会
11日(木)	文教社会常任委員会
12日(金)	経済建設常任委員会
16日(火)	本会議(一般質問)
17日(火)	本会議(一般質問)
19日(金)	総務常任委員会(予算審査)
23日(火)	文教社会常任委員会(予算審査)
24日(火)	経済建設常任委員会(予算審査)
29日(木)	本会議(委員会報告・議案審議)

※本会議はインターネットで中継します。市ホームページをご覧ください(現在は録画中継が見られます)。

☎ 議会事務局(☎235・4931)。